

上越地域消防事務組合談合情報等対応事務処理要領

(趣旨)

第1条 この要領は、上越地域消防事務組合が発注する工事、業務委託及び物品購入の入札の執行に当たり、入札談合に関する情報（以下「談合情報」という。）又は公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（平成12年法律第127号。）第11条各号のいずれかに該当する不正行為に関する情報（以下「不正行為情報」という。）があった場合の事務処理に関し必要な事項を定めるものとする。

(準用)

第2条 談合情報又は不正行為情報があった場合の事務処理については、上越市談合情報等対応事務処理要領（平成9年7月1日実施）の規定（同要領中第3条の規定を除く。）を準用する。この場合において、同要領中「契約検査課長」とあるのは、「総務課長」と、「調査委員会の委員長」とあるのは、「消防長」と、「上越市財務規則（昭和46年上越市規則第35号）」とあるのは、「上越地域消防事務組合財務規則（昭和47年上越地域消防事務組合規則第6号）第3条の規定において準用する上越市財務規則（昭和46年上越市規則第35号）」と読み替えるものとする。

附 則

この要領は、平成29年12月7日から実施する。